



# 2015 西宮・横濱ヨットレース

期間:2015年4月25日~5月3日

共同主催: 神奈川県セーリング連盟、JSAF 加盟団体外洋内海、西宮・横濱ヨットレース実行委員会

後援: (公財)日本セーリング連盟、株式会社神奈川新聞社、兵庫県、西宮市、横浜市  
協力: JSAF 加盟団体外洋東京湾、JSAF 加盟団体外洋湘南、JSAF 加盟団体外洋三浦  
(一般社団法人)関西ヨットクラブ、新西宮ヨットハーバー(株)、横浜ベイサイドマリーナ(株)  
横浜ベイサイドクラブ(YBC)、横浜ベイサイドヨットクラブ(YBYC)  
横浜ベイサイドマリーナヨットクラブ(YBMYC)  
横浜ベイサイドマリーナボートクラブ(YBMBC)  
神戸海上保安部、名古屋海上保安部、横浜海上保安部  
財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会(BAN 本部)

## 帆走指示書

### 1 規則

- 1.1 セーリング競技規則(RRS 規則)2013~2016 に定義された規則。  
ただし、夜間は RRS 第 2 章に替えて、国際海上衝突予防法 第 2 章(航法)、第 3 章(灯火及び形象物)を適用する。  
(尚、このレース中は、日の入り時刻 18:30、日の出時刻 05:00 の間を夜間とする。)
- 1.2 海上交通安全法
- 1.3 JSAF 外洋特別規定(JSAF-OSR)2014~2015 カテゴリー3  
ただし、JSAF-OSR3.29.1 の船舶用無線送受信機は「国際 VHF 又は衛星携帯電話」とする。(衛星携帯電話はレース委員会から貸与される)
- 1.4 IRC Rule 2015(JSAFIRC 国内規定を含む)
- 1.5 RRS87 に基づき、IRC Rule11.2 を適用する。  
(スピナーカーは IRC 証書に記載されている枚数よりも1枚多く搭載することが出来る)
- 1.6 RRS87 に基づき、X-35 ワンデザイン証書を取得した艇は、X-35 クラスルール A. 6.2 を適用する。
- 1.7 RRS87 に基づき、IRC 規則 22.4.1 及び 22.4.2(クルーナンバーもしくはクルー重量制限)は適用しない。
- 1.8 レース公示、本帆走指示書および 2015 西宮・横濱ヨットレース特別規定(レース公示 1 項参照)
- 1.9 レース公示と本帆走指示書との間で矛盾が生じた場合は、本帆走指示書を優先する。

### 2 競技者への通告

競技者への通告は、(スタート側)「新西宮ヨットハーバー内」、(フィニッシュ側)「横浜ベイサイドマリーナ内」に設置された公式掲示板に掲示する。

### 3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、安全セミナー終了時(4月28日 16:00)までに掲示する。

### 4 陸上で発する信号

陸上で発する信号は、「新西宮ヨットハーバー内」のポールに掲揚する。

### 5 レース日程

4月25日(土) 12:00 新西宮YH集結期日 参加艇は必ずこの時刻までに入港して海面に浮いていること  
この時刻以後の上架はレース委員長の許可を要する。

4月25日(土): インспекション	12:00~18:00(新西宮YH)
4月26日(日): インспекション	09:00~17:00(新西宮YH)
4月28日(火): 出艇申告、書類提出	11:00~12:00(新西宮YH)
: 艇長会議	13:00~14:00 //
: 安全セミナー	14:00~16:00 //
: 前夜祭	17:00~19:00 //
4月29日(水): スタート予告信号	09:55
5月3日(日): タイムリミット	12:00
: 表彰式	14:00~16:00(横浜ベイサイドマリーナホテル)

### 6 レース旗

レース参加艇は、JSAF旗及びレース委員会から貸与された西宮・横濱ヨットレース旗をスタート5分前からフィニッシュするまでの間、もしくはリタイアするまでの間、下端がデッキ上 1.5m以上に揚げること。  
レースをリタイアした場合には直ちにレース旗を降ろさなければならない。

### 7 広告

- 7.1 ISAF 広告規定 20 に従った広告の表示は認める。  
7.2 艇は主催団体により支給された広告を表示するよう要求された場合には指示に従うこと。

### 8. レース コース

兵庫県・西宮市沖 → 神子元島(神子元島をポート側に見て通過し、伊豆半島と神子元島との間は、航行してはならない) → 神奈川県・横浜ベイサイドマリーナ沖。  
大阪湾から出る場合、淡路島と沖ノ島の間(友ヶ島水道・由良瀬戸)を通過しなければならない。  
浦賀水道航路内は、航行してはならない。

### 9 マーク

スタートマークはスターボードの端にある本部船(シーブリーズ)とポートの端にある円筒形(オレンジ色)ブイを使用する。

## 10 スタート

- 10.1 スタートラインはスターボードの端に位置する本部船(シーブリーズ)のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のスタートマークとの間とする。
- 10.2 スタート方法は RRS26 を適用する。
- 10.3 クラス旗は JSAF 大エンサインとする。
- 10.4 スタート信号後 20 分より後にスタートする艇は、DNS と記録される。
- 10.5 本部船の位置は、大凡 北緯 34° 30' 00" ・東経 135° 10' 00" 。
- 10.6 スタート信号時に、艇が RRS29.1 に従わなければならない場合、本部船は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHFチャンネル 72 でその艇のセール番号を放送するよう試みる。放送や放送時間の的確性に関する落ち度は、救済要求の根拠にはならない。これは RRS60.1(b)および 41(c)を変更している。

## 11 フィニッシュ

- 11.1 フィニッシュラインはポートの端にある横浜金沢木材ふとう東防波堤白灯台(isoG4s)とスターボードの端にある大凡、北緯 35° 22' 48" ・東経 139° 39' 48" の運営船(ベイサイド3)の間とする。夜間の運営船はブルーの回転灯を点灯している。(夜間フィニッシュする艇はセールにライトを照射してセール番号を確認し易くしてください。)
- 11.2 艇がフィニッシュした時に、レース委員会がない場合には、その艇はフィニッシュ時刻、及び近くの艇との関連順位を、最初の妥当な機会にレース委員会に報告すること。(RRS L13.2)

## 12 ペナルティー方式

- 12.1 RRS 第 2 章に関わる規則違反については、10%のタイムペナルティーが適用される。
- 12.2 RRS 31 に関わる規則違反については、10%のタイムペナルティーが適用される。
- 12.3 RRS 29.1 または RRS 30.1 に関わる規則違反については、5%のタイムペナルティーが適用される。
- 12.4 本帆走指示書 16.5「ロールコール」に違反した場合には、プロテスト委員会は 1 回のロールコールにつき 10 分のタイムペナルティーを課することができる。
- 12.5 本帆走指示書におけるタイムペナルティーとは、フィニッシュ時刻(所要時間)に課すものである。(秒以下を四捨五入)
- 12.6 RRS 第 2 章以外の規則違反に対してプロテスト委員会は、失格または所要時間の 5%または 10%のタイムペナルティーを課することができる。

## 13 タイムリミット

2015 年 5 月 3 日(日)12:00 までにフィニッシュできなかった艇はDNFと記録される。(RRS35、A5 の変更)

## 14 エンジンの使用と報告義務

- 14.1 投揚錨、排水、充電のためにエンジンを使用することができる。  
ただし、この場合にはプロペラが回転しないようにしなければならない。
- 14.2 落水者救助、遭難艇(船舶)救助、濃霧による視界制限状態かつ無風による操舵不能状態において緊急かつ切迫した事態に対処する為(対船舶衝突回避の為)、また岩礁、大謀網などから離脱

するためにエンジンを使用することができる。

使用した場合には、その状況(使用した時間、場所等)をレース報告書に記入し報告しなければならない。

## 15 抗議と救済要求

15.1 抗議書は、レース本部横浜ベイサイドマリーナ内にある レース本部で入手できる。

抗議する艇は、抗議書に必要事項を記入し、自艇フィニッシュ後 90 分以内に、フィニッシュ側レース本部に提出しなければならない。

15.2 RRS41、IRC Rule、本帆走指示書 5、6、7、16、18、19、20、23 の違反は艇からの抗議の根拠とはならない、この項は RRS 60.1(a)を変更している。

15.3 本帆走指示書 15.2 の規則違反に対するペナルティーはプロテスト委員会の裁量で、失格より軽減することができる。

## 16 安全規定

### 16.1 乗員の変更

乗員の変更は、変更内容を書面にて、4 月 29 日 8:00 までにレース本部(新西宮YH)に提出すること。

乗員を追加する場合はJSAFメンバーカードのコピーを添付すること。

### 16.2 安全セミナー参加の義務

主催団体が開催する本大会の安全セミナーには、レース参加各艇の乗員の半数以上が参加すること。

### 16.3 レース報告書

レース報告書に必要事項を記入の上、自艇フィニッシュ後 90 分以内にレース本部(横浜ベイサイドマリーナ)に提出しなければならない。

16.4 出艇申告してスタートしない艇、途中リタイアした艇およびタイムリミット以内にフィニッシュできない艇は、その旨をレース本部(横浜ベイサイドマリーナ)に速やかに報告しなければならない。

この場合、艇の責任者が必ず行い、第三者に伝言を託してはならない。

また帰港後、上記書類を速やかにレース実行委員会に提出しなければならない。

### 16.5 ロールコール

参加艇がロールコールを行う際にはレース委員会が別に定める「西宮・横濱ヨットレース通信要項」の定められた通信手段により位置情報等の報告をしなければならない。

### 16.6 指定位置報告コール

東京湾観音崎灯台をポート側270°に到達したレース艇は衛星携帯電話で自艇のセールナンバーと艇名をフィニッシュ側レース本部(TEL 045-775-0043)に通告すること。

16.7 レース中、レース委員会から貸与された位置情報システム機器(YBトラッカー)を作動する状態にしてスターンパルピットに装着しておかなければならない。

位置情報システム機器及び衛星携帯電話は、フィニッシュ後速やかに大会本部に返却しなければならない。

なお途中リタイアした艇は同装置の作動の停止及び返却の方法を大会本部の「指示を受けて行うことと

する。リタイアしたからと言って電源をむやみに遮断してはならない。

## 17 インспекション

レース委員会はスタート前およびフィニッシュ後、インスペクションを実施する場合がある。

その際には艇長はインスペクションに立ち会わなければならない。

スタート前とは、各艇の出艇申告書提出時刻から予告信号 10 分前までの間とする。

フィニッシュ後とは、各艇のフィニッシュ時刻から 90 分後までの間とする。

## 18 ごみ処理

艇は、ごみを水中に捨ててはならない。各艇は責任をもって処理すること。

## 19 上架の制限

4 月 25 日 12:00 以降の上架はレース委員長の許可を得ること。

## 20 無線通信

いかなる通信形態、情報入手手段も制限しない。ただし RRS 41 の外部の援助に該当しないこと。

## 21 賞

19.1 IRC クラス総合1位から3位

19.2 ダブルハンドクラス1位から2位(参加3艇以下の場合は1位)

19.3 総合ファーストホーム

19.4 その他特別賞

## 22 責任の否認

レースに参加するか、レースを継続するか、その決定の責任は各艇のみにある。

本レースの前後および期間中に発生した乗員及び艇に関わる事故について、その責任は各艇が負うものとし、本レースの主催、後援、協力等の諸団体は、いかなる責任も負わない。

## 23 保険

レース期間中有効な第三者に対する賠償責任保険、自艇搭乗者に対する搭乗者傷害保険及び捜索救助費用保険が付保されていること。なお、搭乗者傷害保険は1事故1名 1000万円以上の保険金額をレース搭乗者人数分加入していること。

## 24 レース実行委員会およびレース本部の所在

4 月 24 日(金)16:00 まで 西宮横濱ヨットレース実行委員会・事務局

電話 045-776-7599

FAX 045-776-7591

4 月 25 日(土)09:00~4 月 29 日(水)12:00 まで新西宮ヨットハーバー

(スタート側)

電話(携帯) 090-4093-4243 (松尾)

電話（携帯）090-4718-7284（岡田）

4月29日（水）12:00～5月3日（日）18:00まで（横浜ベイサイドマリーナ）

西宮横濱ヨットレース実行委員会 電話 045-775-0043（ロールコール専用）

レース本部（フィニッシュ側） 電話 045-776-7599（各種問合せ）

FAX 045-776-7591

5月3日（日）18:00以降 西宮横濱ヨットレース実行委員会・事務局

（レース本部閉鎖後） 電話 045-776-7599 FAX 045-776-7591

## 25. 緊急連絡先

海上における緊急通報番号 118

（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話から利用可能、イリジウム衛星携帯電話からは利用不可です）

### ※イリジウム衛星携帯電話からの緊急通報番号

海上保安庁本庁運用指令センター電話 03-3591-9000

衛星電話からの呼び出し方法 「0081-3-3591-9000」

フィニッシュ側大会本部電話 045-775-0043

衛星電話からの呼び出し方法 「0081-45-775-0043」

（紀伊半島沿岸水域・沿岸）

第五管区海上保安本部交換台； 078-391-6551

田辺海上保安部； 0739-22-2002

和歌山県警察本部； 073-423-0110

（愛知、三重県の、担任水域）

第四管区海上保安本部； 052-661-1611

鳥羽海上保安部 至急救急； 0599-25-0118

尾鷲海上保安部／海難通報用； 0597-22-4999

三河港海上保安署； 0532-34-0118

駿河湾、相模湾海域

第三管区海上保安本部； 045-211-1118

横須賀海上保安部； 046-861-8366

下田海上保安部； 0558-23-0118

以上